

（事故自動緊急通報装置）

第145条の4 事故自動緊急通報装置の機能、性能等に関し、保安基準第43条の8の告示で定める基準は、協定規則第144号の規則35.（通報先に係る部分を除く。）に定める基準とする。

- 2 指定自動車等に備えられた事故自動緊急通報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた事故自動緊急通報装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする。